

横浜海上保安部連絡事項

横浜海上保安部
航行安全課

令和4年2月7日



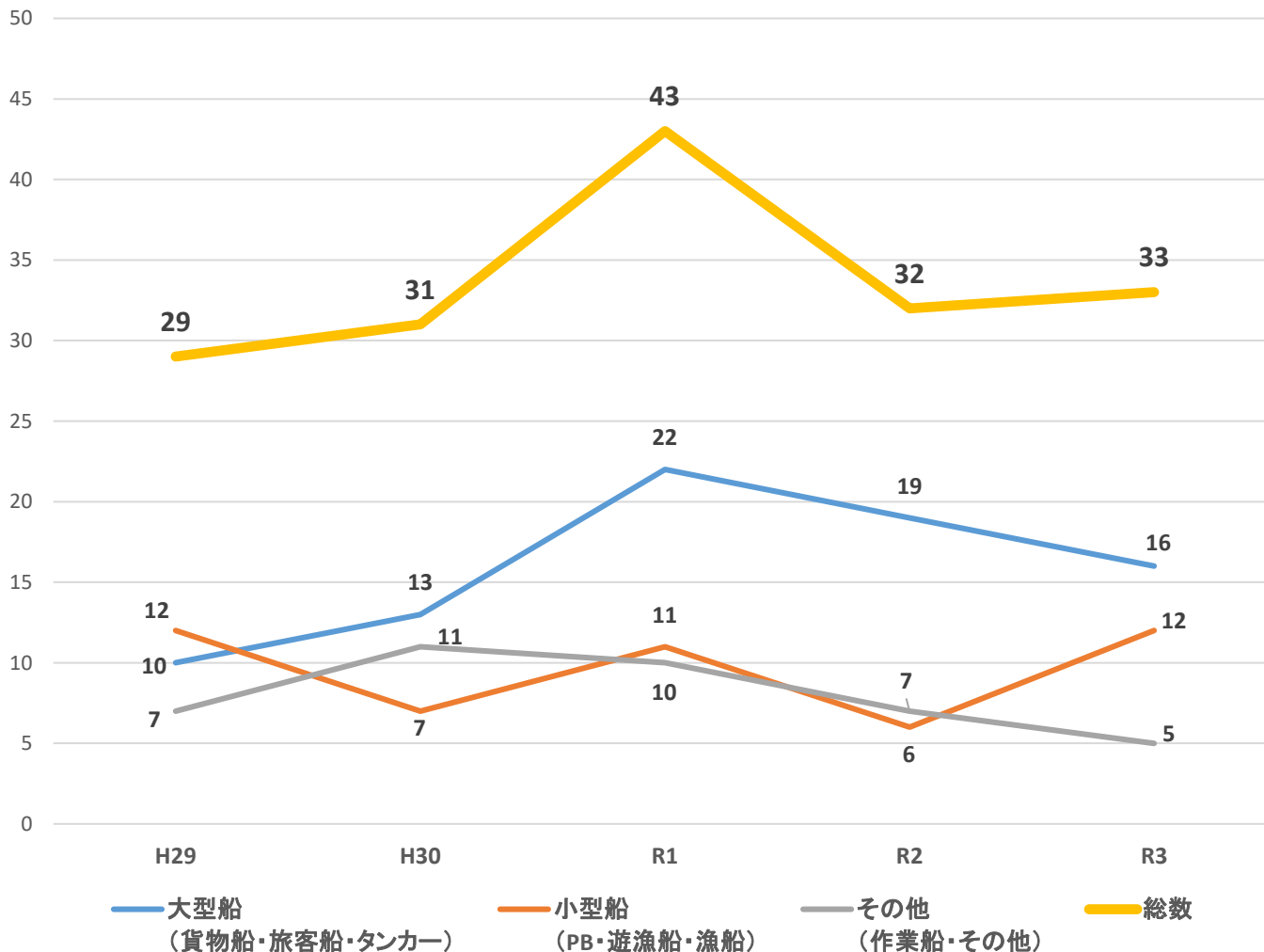
横浜海上保安部

JAPAN COAST GUARD

- 1 令和3年 海難発生状況について
- 2 大規模工事に係る航行制限等について
- 3 走錨事故防止対策（低気圧接近に伴う勧告）について

< 横浜保安部管内（小笠原を除く）の海難発生状況 >

近年5年における船舶海難総数(隻)



- ◆ 船舶海難の総数は横ばい
- ◆ 大型船の海難(16隻中7隻)については強風等による出入港時の接触
- ◆ 係留中、係留索が強風により切れ、他船に接触する事故が発生



常時最新の気象情報を収集するとともに、
自船の係留限界の把握をお願いします。

令和4年中においても、以下のとおり大規模工事が継続して行われる予定です。
港長公示や関連情報を確認し、付近航行の際は注意をお願いします。



①新本牧ふ頭建設工事

工事周辺海域において航泊禁止措置を継続中です。

②川崎港臨港道路 橋梁工事

橋梁設置に関する工事に伴い航路幅が制限されております。

③川崎沖（東扇島防波堤前面）土砂投入工事

工事に伴い、航泊禁止措置・錨地（KK1・K2）の使用制限を講じておりましたが、工事作業の中断に伴い、令和4年1月21日をもって当該航泊禁止措置及び錨地の使用制限を解除しております。

なお、当該工事は後日再開され、それに伴い航泊禁止措置等も講じることとなる見込みです。

3 走錨事故防止対策（低気圧接近に伴う勧告）について

低気圧接近に伴う走錨事故防止対策として、京浜港長は、【港則法第39条第4項】に基づき、以下の勧告を運用しています。

京浜港（横浜区・川崎区）において、風速20m/s以上が予報される場合

第一警戒体制

荒天準備 / 荷役中止準備 / VHF16ch継続聴取 / 走錨対策強化海域内の船舶は機関の準備 / 錨鎖の調節 / 船橋当直者の増員、在港係留船舶は避難準備 / タグの手配準備・連絡体制の確保

錨泊自粛

高乾舷船等※は走錨対策強化海域に錨泊しないこと
走錨対策強化海域に錨泊中の高乾舷船等※は同海域外に出ること

※高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10%以下の船舶

本対策を講じて以降、走錨に起因する事故は発生していません。
引き続き関係各位のご協力をお願いいたします。

※上記勧告に際し、錨泊船の状況を把握し、情報提供や錨地の整理を行うため、**総トン数500トン未満（危険物積載船を除く）の船舶**に対し、横浜保安部宛の通報（船名・錨泊位置（北緯 東経）等）をお願いしています。詳細は横浜海上保安部ホームページをご参照ください。

